

令和 7 年度

秋田県内部統制評価報告書審査意見書

秋 田 県 監 査 委 員

監委一 627

令和8年9月7日

秋田県知事 鈴木 健 太 様

秋田県監査委員 原 幸 子

秋田県監査委員 石 田 寛

秋田県監査委員 鈴木 勉

秋田県監査委員 佐 藤 節

令和7年度秋田県内部統制評価報告書審査意見書について

令和8年7月22日付けで提出された令和7年度秋田県内部統制評価報告書について、秋田県監査基準に準拠し、地方自治法（昭和22年法律第67号）第150条第5項に定める審査を実施したので、次のとおり意見書を提出します。

令和 7 年度秋田県内部統制評価報告書審査意見書

第 1 審査の対象

「令和 7 年度秋田県内部統制評価報告書」

第 2 審査の方法

内部統制の整備状況及び運用状況や、内部統制部局評価書などの評価に係る資料等を確認するとともに、内部統制推進部局及び評価部局に説明を求めた上で、次の観点により審査を実施した。

- ・ 知事による評価が評価手続に沿って適切に実施されているか。
- ・ 事務ミス発生時の対応が適切に行われているか。
- ・ 内部統制の不備について重大な不備に当たるかどうかの判断が適切に行われているか。
- ・ 「令和 6 年度秋田県内部統制評価報告書審査意見書」を踏まえた改善等が適切に行われているか。

第 3 審査の結果及び意見

1 審査の結果

審査の結果、財務に関する事務に係る内部統制について、運用上の重大な不備があることから、評価対象期間において有効に運用されていないとした評価結果の記載は、重要な点において、相当であると判断した。

2 意見

内部統制を一層充実・推進し、「秋田県内部統制に関する方針」に掲げる目的の達成に資するよう、次のとおり意見を付する。

(1) 内部統制評価の実効性確保について

令和 2 年度に導入された内部統制評価は令和 7 年度で 6 年目を迎えるが、令和 3 年度を除く 5 回の評価において「重大な不備により内部統制が有効に機能していない」と判断されている。

令和7年度においても国庫補助金の返還を伴う事案が重大な不備に該当しているが、この事案も過去のいくつかの事案と同様に、複数人による確認体制が適切に機能していれば事務ミスの発生を未然に防止できたものと考えられる。加えて、本事案において事務ミスの発生が上司へ未報告であった事実は特に重く受け止めるべきであり、職場内に上司へ報告しにくい環境がなかったかなど、その背景を十分に調査し、今後の再発防止に向けて必要な対応策を講じられたい。

(2) 不祥事・事務ミスの発生防止について

2年連続での県職員の逮捕・起訴事案の発生を受け、昨年度の監査委員意見において要望した「職員の倫理保持」をより強固なものとするため、秋田県公務員倫理条例及び同規則を制定し、令和8年4月から施行するとともに、事務ミス防止の更なる強化に向けた内部統制実施要領の改正が図られている。

今後は、これらの内容を全職員に確実に定着させることが重要であり、条例等の内容をまとめた要約版を活用した職場内での意見交換の実施など、実効性をさらに高めるための具体的な取組を通じて、不祥事や事務ミスの発生防止に繋がれたい。

(3) 新財務会計システムの円滑な導入と確実な運用について

令和9年1月に運用開始を予定している新財務会計システムの導入により、事務ミスの防止や職員の業務負担軽減が確実に図られるよう、事前の十分な研修の実施など、新システムの円滑な導入に向けた準備を着実に進められたい。

また、新たなシステムの導入に伴い予期せぬリスクが発生する可能性にも十分に留意が必要であり、システムの定期的な見直しや適切なバージョンアップの実施に加え、関連規程の改正時におけるナビゲーション機能等の遅滞のない更新など、導入後の確実な運用に努められたい。